

平成29年（ネ）第5558号 福島第一原発事故損害賠償請求控訴事件

被控訴人兼控訴人（一審原告） 遠藤行雄外 外

控訴人兼被控訴人（一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

被控訴人（一審被告） 国

控訴審最終準備書面〔第2分冊〕

(損害総論)

2020（令和2）年7月30日

東京高等裁判所第22民事部ロロ係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 福 武 公 子

同 滝 沢 信

同 内 藤 潤

同 藤 岡 拓 郎
外

目次

第5節 損害総論.....	6
第1 原判決と控訴の概要.....	6
第2 損害論の主張の整理.....	7
1 はじめに.....	7
2 権利法益侵害について－平穩生活権侵害－.....	7
(1) 平穩生活権とは.....	7
(2) 原告らの平穩生活権が侵害されていること.....	7
(3) 平穩生活権と「避難の合理性」.....	7
(4) 平穩生活権侵害の判断基準.....	8
3 因果関係.....	9
4 損害の発生.....	9
第3 権利侵害に係る争点の整理.....	9
1 原告らの権利の内容（包括的生活利益としての平穩生活権）.....	9
(1) 包括的生活利益としての平穩生活権.....	9
(2) 東京高裁令和2年3月17日判決.....	10
(3) 仙台高裁令和2年3月12日判決.....	11
2 原告らの平穩生活権が侵害されていること.....	12
(1) 避難指示による侵害.....	12
(2) 放射能汚染による侵害.....	12
3 原判決が「低線量被曝に関する知見」判断を回避したのは不当であること.....	13
(1) 権利侵害の態様＝放射性物質の放出による環境汚染.....	13
(2) 低線量被曝による健康被害の特殊性.....	13
(3) 低線量被曝の知見を無視して「平穩生活権侵害」の判断はできないこと.....	14
4 低線量被曝に関する知見の補充.....	14

(1) はじめに.....	14
(2) 国連トゥンジャク報告について.....	14
(3) 国連グローバー報告について.....	15
(4) 小括.....	16
5 リスク認知.....	16
(1) 主張の位置づけ.....	16
(2) リスク認知論の知見の概要.....	16
(3) 小括.....	17
第4 慰謝料額にかかわる争点の整理.....	18
1 ふるさと喪失（剥奪）損害に関する損害額の算定.....	18
2 水野謙意見書（乙二共第355号）についての反論.....	21
3 ふるさと喪失＝故郷剥奪慰謝料について.....	24
(1) 主張の骨子.....	24
(2) 避難前後の生活の比較.....	24
(3) 避難と故郷剥奪による損害を峻別.....	24
(4) 故郷剥奪の二つのプロトタイプ.....	25
(5) 避難と故郷剥奪の慰謝料額の認定方法.....	27
(6) 小括.....	27
第5 その他の争点.....	27
1 「原子力損害」の範囲について.....	27
2 地域による侵害の程度の差があるか.....	28
3 中間指針について.....	29
(1) 中間指針は最低限度の基準を定めたに過ぎない.....	29
(2) 原賠審の位置付け.....	29
(3) 中間指針等の性格.....	29
(4) 審議過程での作成者の認識.....	31
(5) 自賠償保険基準が採用されたことについての批判.....	33

(6) 見直しがされていない賠償基準.....	35
(7) 小括.....	36
4 避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料が異なることについて.....	37
(1) 避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料が異なること.....	37
(2) 請求根拠を特定するのは一審原告らの主張の問題である.....	37
(3) 大森教授の見解.....	38
(4) 仙台高裁令和2年3月12日判決.....	39
(5) 中間指針等の避難慰謝料の基準においても，コミュニティの損失等が考慮 されているという点について.....	40
(6) ふるさと喪失慰謝料は，日常生活阻害慰謝料に包含されない.....	41
5 財物的損害等に対する賠償が慰謝料を減額させる理由にはならないこと..	43
(1) 慰謝料の補完的機能・調整的機能.....	43
(2) 財物的損害等に対する賠償が慰謝料を減額させる理由にはならないこと	44
6 既払金の充当について.....	44
(1) 既払金の充当方法について.....	44
(2) 外側説，訴訟物1個論について.....	45
(3) 「慰謝料を2つに区分して弁済を特定の慰謝料項目にのみ充当することは 許されない」との主張に対して.....	46
(3) 財産的損害の賠償を慰謝料算定にあたり考慮すべきとの主張について..	47
(4) 過払いの賠償金についての主張.....	47
(5) 自主的避難等対象者及び福島県県南地域の住民に対する賠償金について	48
(6) 世帯内充当について.....	50
7 民訴法248条の適用について.....	53
(1) 一審原告番号●.....	53
(2) 一審原告番号●.....	56

第5節 損害総論

第1 原判決と控訴の概要

1 原判決の概要

本事件は、控訴人らを含む一審原告ら18世帯45名が一審被告国の原子力政策に基づき、一審被告東電が設置・運営していた本件原発において、本件事故により、福島県内から千葉県内への避難を余儀なくされ、ふるさとを喪失したとして、①一審被告東電に対し、主位的には民法709条に基づき、予備的には原賠法3条1項に基づき、②一審被告国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、居住用不動産・家財道具等をはじめとする財物、就労不能損害、避難慰謝料、ふるさと喪失慰謝料等の完全賠償を求めたものである。

原判決は、一審被告東電に対しては、主位的請求を棄却した上で、予備的請求に関し、①避難慰謝料につき、原子力損害賠償紛争審査会が原賠法18条2項2号に基づき定めた中間指針等が、避難生活に伴う慰謝料の最低限の基準を定めたものと解するのが相当であり、控訴人らの個別・具体的事情によっては、これを超える慰謝料を認めるべき場合は当然にあり得るとし、②避難生活に伴う精神的苦痛以外の精神的苦痛に係る慰謝料については、避難慰謝料では填補しきれないものとして、ふるさと喪失慰謝料と呼称するかどうかはともかく、本件事故と相当因果関係のある精神的損害として賠償の対象となる、と判示した。しかし、一審被告東電には、本件事故の発生について故意又はこれに匹敵し慰謝料額を増額することが相当といえるような重大な過失があったということはできないとして、慰謝料増額事由の存在を否定した。

2 控訴の概要

一審原告らは、避難慰謝料月50万円、ふるさと喪失慰謝料2000万円として、総額22億6757万2227円の支払いを求めて訴えを提起し（財物、就労不能損害等の支払いも求めた一審原告を含む）、原判決は、一審被告東電に対してのみ、避難慰謝料総額4887万4727円、ふるさと喪失慰謝料総額827

7万5000円，財物賠償等を含めた総額2億9548万0044円の支払いを認めた。そこで，一審原告らのうち13世帯32名が控訴人として，一審被告東電及び一審被告国に対し，原判決で認められなかった総額13億0891万7879円について，控訴した。

第2 損害論の主張の整理

1 はじめに

損害論の具体的な主張の中身に入る前に，原告らの損害論の主張の概要について，要件事実に沿って一度整理する。

2 権利法益侵害について－平穩生活権侵害－

(1) 平穩生活権とは

本訴訟で原告らが侵害されている権利として主張している権利は“包括的生活利益としての平穩生活権”である。ここでの平穩生活権とは，原告らが居住している地域において平穩で安全な日常的な社会生活を送ることができる生活利益そのものであり，居住・移転の自由，平穩生活権，人格発達権，内心の静穏な感情を害されない利益を含む概念である。

(2) 原告らの平穩生活権が侵害されていること

本件事故が発生したことにより，原告らが居住していた各地域は，放射能により汚染された。このことにより，各地域では，現実的に健康被害が生じ，また，健康被害が生じる可能性があるという懸念から，事故前と同様に平穩に生活することが困難となった。

すなわち，被告らの行為によって，原告らの平穩生活権は侵害され，今もその侵害は継続している。

(3) 平穩生活権と「避難の合理性」

従前平穩生活権侵害が論じられてきた暴力団事務所訴訟（福岡高決平21年7月15日判タ1319号273頁）においては，住民（権利主体）が使用差し止め・損害賠償請求の方法で（権利主体が避難せずとも）権利救済を図る方

法がとられてきた。

他方、暴力団事務所とは異なり、放射線は直ちに完全に除去することは困難であり、やむなく住民は避難生活を強いられることになる。これを法的に分析すれば、避難者は、被曝リスクに陥らされた点に平穩生活権侵害があり、それに伴う回避行動（避難）を介在させて損害が発生している。

そして、この回避行動（避難）が法的に正当化されるかの問題（「避難の合理性」）は、平穩生活権侵害の有無に帰着する。

従来、「避難の合理性」と抽象的に論じられてきた問題は、正しくは不法行為法における権利法益侵害の問題として論じられる必要がある。なお、従前の主張との関係から、本控訴理由書の中でも避難の合理性についての主張を残している部分があるが、基本的に権利法益侵害の有無と避難の合理性の有無は判断の考慮要素は、重複すると考えられ、権利法益侵害の主張も兼ねる主張である。

(4) 平穩生活権侵害の判断基準

平穩生活権侵害の有無の認定は、単なる不安感・危惧感にとどまらない、通常人を基準にした規範的判断である。平穩生活権研究の第一人者である大塚直教授の次の指摘は重要である。「科学的に全くありえない不安を感じても平穩生活権侵害とはなりえないが、科学的不確実性のある事項について、科学者の間で支配的見解が無く、見解が分かれる場合には、少数の見解であっても有力な科学者の見解について（政府が採用する見解でなくても）一定の合理性があると見るべきである。この点は、『通常人』概念の中に組み込まれるべきである」（「平穩生活権概念の展開—福島原発事故訴訟諸判決を題材として」環境法研究第8号（信山社2018年7月）41頁・甲二共198号証）。

最近各地の原発集団訴訟の裁判例を分析した論文においては、「自主的避難者、滞在者については、科学的に不適切とは言えない程度の、社会的合理性を有する不安を基礎とする平穩生活権侵害があり、そこから生活利益侵害に伴う損害等が派生する。科学的に不適切とは言えない程度の不安がある場合に権利法益侵害が発生する点に特徴がある。」（「平穩生活権侵害と権利法益・損害論

「福島原発事故賠償集団訴訟判決を素材として」論究ジュリスト第30号（有斐閣・2019年夏号・112頁，甲二共199号証）と，権利法益侵害のあるべき判断基準を示している。

本書面では，原告らの不安に前記社会的合理性があることを後記第4で明らかにする。

3 因果関係

従前，避難の合理性として主張されてきた事柄は，①避難すること自体の合理性（相当性）と②避難の仕方の合理性（相当性）に分けることができる。すでに述べたとおり①は，権利法益侵害の問題に帰着し，平穩生活権侵害が認められる以上，避難することによって生じた損害との因果関係は当然に認められることになる。一方で②避難の仕方の合理性が問題となる場合に，相当因果関係の問題が生じうることになる（甲二共198号証・32頁，甲二共199号証・111頁）。

4 損害の発生

出発点である平穩生活権侵害が認定され，その回避行動（避難）の正当性が認定された場合，その回避行動（避難）で生じた損害は，等しく賠償される必要がある。

原告らが請求する損害は個別原告ごとに異なるが，原告らのいずれもが避難生活や，避難元でのコミュニティが奪われたことに伴い大きな精神的苦痛を感じており，したがって，当該精神的苦痛を慰謝するに足る賠償（避難慰謝料，ふるさと喪失慰謝料）を求めている。

この点については，後記第4のとおりである。

第3 権利侵害に係る争点の整理

1 原告らの権利の内容（包括的生活利益としての平穩生活権）

(1) 包括的生活利益としての平穩生活権

原告らの被害の核心は，居住する地域が放射性物質という毒性物質によって汚染されたことによって，平穩な生活が妨害され，生活上様々な支障や困

難をきたしているというところにある。地域の汚染の程度（居住空間の放射線量）、政府自治体等による避難指示の有無、職業や家族構成等、さらには個々人がとった対処行動等の諸事情によって、被害の現れ方や程度に差異が生じるが、こうした被害の多様性の根底には、「包括的生活利益としての平穩生活権」の侵害がある。

そして、「包括的生活利益としての平穩生活権」とは、原告らが居住している地域において平穩で安全な日常的な社会生活を送ることができる生活利益そのものであり、居住・移転の自由、平穩生活権、人格発達権、内心の静穏な感情を害されない利益をも包摂したものと解すべきである。

淡路剛久立教大学名誉教授も、「原発事故によって侵害され破壊されたのは、根本的には日常生活そのものであり、そこから様々な具体的な損害が生ずる。」「平穩な日常生活を営む権利は、原賠法によって保護されるべき保護法益（自由権、生存権、居住権、人格権、財産権をふくむ）である」としている（甲二共147号証・淡路剛久『包括的生活利益としての平穩生活権』の侵害と救済」法律時報86巻4号97頁以下）。

(2) 東京高裁令和2年3月17日判決

この点、東京高裁令和2年3月17日判決は、避難慰謝料について、「避難により従前の生活の本拠である住居地において平穩な日常生活を送ることができなくなったことによる精神的苦痛を人格権侵害に基づき賠償されるべき損害とするもの」とした上で、「地域の住民が従前属していた自らの生活の本拠である住居地を中心とする衣食住、家庭生活、学業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティ等における人間関係において継続的かつ安定的に生活する利益（生活基盤に関する利益）は、人間としての生活や健全な人格形成等の基礎となるものであり、それが法的保護に値する利益であることは明らかであって、憲法13条に根拠を有する人格的利益であると解されるから、それが侵害されたと認められる場合には、少なくともこれによって被った精神的損害は慰謝料算定の要素

として考慮すべきものというべきである。」とした。

そして、避難指示が解除され帰還可能となった後であっても、「著しい生活基盤の変容に基づく損害は、人の現実の生活や営みということを考えると、避難指示により従前の生活の本拠における生活基盤から切り離されたこと自体に基づく精神的損害とは別個の損害というべきであって、避難慰謝料とは別に慰謝料による賠償の対象となると認めるのが相当である。」とした。

(3) 仙台高裁令和2年3月12日判決

また、仙台高裁令和2年3月12日判決は、「突然の避難により、原告らは、地域の間人関係を断たれ、場合によっては、職業生活を失い、学業の継続性や家族の一体性すら阻害された。このように避難を余儀なくされた原告らは、その置かれた状況は様々であるとしても、それぞれの境遇において極めて大きな精神的苦痛を被った。」そして、「『避難生活を余儀なくされたこと』から生じる精神的損害のうち、避難後の避難生活の継続による精神的苦痛とは区別し、居住地からの避難を余儀なくされたこと自体により原告らが被った損害ないし精神的苦痛を評価して慰謝料を算定する」とし、「原告らは、福島第一原発から拡散した大量の放射性物質による生命・身体に対する深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した。そのために地域社会との結び付きを突然に奪われ、全く異なる環境での避難生活を一から始めざるを得ないなど、著しい精神的苦痛を被ったといえる。この放射線被害の危険は、原子力発電所による水素爆発という未曾有の重大事故によるもので、その危険性の程度が的確に評価できず、将来における原状回復の可能性も全く予測できない点で、避難する者に強い不安をもたらしたことも明らかであり、その意味での精神的苦痛も極めて大きいものであったと評価できる。」とした。

また、故郷喪失・変容慰謝料について、「『故郷』とは、地域における住民の生活を支える基盤のひとつとしての自然環境的条件と社会環境的条件の総体を指しており、この自然環境的条件は、本件事故による放射性物質の飛散により汚染されたことで侵害され、社会環境的条件は、地域の住民が放射

性物質の飛散により汚染され又は汚染されるおそれのある地域から唐突に避難することを余儀なくされたことで地域社会における住民相互の緊密な結び付きの前部又は一部が解体し、侵害されたということが出来る。」として、
「このような地域における住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体について、これを一応『故郷』と呼ぶこととし、法的保護に値する利益と評価した上で、それが本件事故により侵害されたことによる損害について賠償を命ずることは、避難を余儀なくされた慰謝料や避難生活の継続による慰謝料を算定しただけでは評価し尽されない損害について、むしろ地域社会全体が突然避難を余儀なくされて容易に帰還できず、仮に帰還できたとしても、地域社会が大きく変容してしまったという本件の被害の実態に即した損害の評価の在り方として適切である。」とした。

2 原告らの平穩生活権が侵害されていること

(1) 避難指示による侵害

避難指示区域の原告らは、原発事故に起因して出された避難指示それ自体により、元の居住地における平穩な生活を営むことができなくなった。すなわち、避難指示区域の原告らについては、放射線の汚染の程度に関わりなく、避難指示が出されたこと自体が、平穩生活権を侵害する事情となっている。

(2) 放射能汚染による侵害

また、原発事故が発生したことにより、原告らが居住していた各地域は、放射能により汚染された。このことにより、各地域では、現実的に健康被害が生じ、また、健康被害が生じる可能性があるという懸念から、事故前と同様に平穩に生活することが困難となった。

放射線による地域の汚染は、避難指示の有無、避難指示が解除されたかにかかわらず、原告らのいずれにも及んだものであり、原告らは、等しく平穩生活権を害された。

3 原判決が「低線量被曝に関する知見」判断を回避したのは不当であること

(1) 権利侵害の態様＝放射性物質の放出による環境汚染

放射線汚染による権利侵害の程度を考える上で、低線量被曝についての知見は必ず考慮される必要がある。

しかし、原判決は、原告が主張する低線量被曝に関する科学的知見に関して何ら判断していない。本件原発事故において「原告の包括的生活利益としての平穏生活権」が侵害されたことを考えると、こうした判断の放棄が極めて不当な結果をもたらすものであることは明らかである。

本件における権利侵害の態様をより具体的に言えば、本件原発事故により大量の放射性物質が放出された結果、原告らが居住する地域が汚染され、そのため原告らは長期にわたる避難を強いられた、というものである。

こうした放射性物質による環境汚染は、人体に対して急性障害（確定的影響）または晩発障害（確率的影響）という形で被害をもたらす。本件で問題となるのは後者、すなわち100 mSv以下の低線量被曝の人体に対する危険性である。

(2) 低線量被曝による健康被害の特殊性

この低線量被曝による健康被害（確率的影響）は、確率的影響と異なり、「この線量以下であれば健康被害が生じない」という明確な下限（閾値）が存在しないという特徴がある。更に、確率的影響による健康被害＝晩発障害は、長期間にわたる低線量被曝により固形がんや白血病等を発症する確率＝リスクが高まるというものであり、健康被害がいつ・誰に生じるのか、はっきりした事は誰にも分からないという特徴も有している。

そのため、原子力関係の国際機関においては「直線閾値なし（LNT）モデル」が採用されており、0～100 mSv以下の線量であっても被曝線量に比例して健康被害のリスクが高まるという考え方にに基づき、放射線防護の規制措置が採られている。なお、このLNTモデルは、各種疫学データのみならず、種々の生物学的実験や理論的裏づけにも基づいて採用されたものであって、原判決が言うように、単なる「安全サイドに立った判断」というものではない（原告

ら控訴理由書（２）４１頁以下，甲ニ共５２・２７頁）。

(3) 低線量被曝の知見を無視して「平穩生活権侵害」の判断はできないこと

前記仙台高裁令和２年３月１２日判決も述べるとおり，原発周辺の住民は「福島第一原発から拡散した大量の放射性物質による生命・身体に対する深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した」ものであり，更に「この放射線被害の危険は，原子力発電所による水素爆発という未曾有の大事故によるもので，その危険性の程度が的確に評価できず，将来における原状回復の可能性も全く予測できない点で，避難する者に強い不安をもたらした」といえる。

ここでは低線量被曝による「確率的影響」の特徴が簡潔にまとめられている。要するに，低線量被曝による健康被害には明確な「閾値」がなく，更に健康被害が生じるか否かは「確率」の問題であり，リスクの評価および予測が極めて困難であるという特質を持つ。

後述（第４）のとおり，権利侵害の有無を判断するにあたっては，通常人・一般人を基準としたリスク認知の検討が不可欠である。その判断の前提となるのは低線量被曝に関する各種の知見であり，それを無視しては，原告らの健康不安が単に漠然としたものに過ぎないのか，または法的保護に値する合理性を有するものなのかの判断も不可能だといえる。

4 低線量被曝に関する知見の補充

(1) はじめに

近年の低線量被曝に関する科学的知見に関しては，原告らの最終準備書面および控訴理由書（２）において詳述したとおりであるので繰り返さない。本書面においては，原告らの避難継続の合理性に関し，国連特別報告者の報告等について改めて言及する。

(2) 国連タウンジャク報告について

２０１８（平成３０）年１０月２５日，国連の特別報告者バスクト・タウンジャク氏は，日本政府に対し，本件原発事故により避難した子供や妊娠可能な年齢の女性について，事故前の被ばく線量を上回る地域への帰還を見合わせる

よう求める勧告を公表した（甲ニ共194の1～2）。その概要は以下のとおりである。

- ① 子供や妊娠可能な年齢の女性については、原発事故以前に安全とされていた線量（1 mSv）よりも高い地域への帰還を取りやめるべきである。
- ② 許容線量を20倍に引き上げる日本政府の決定は、子供の健康・福祉の観点から非常に問題である。国連人権理事会が原発事故前の許容線量に戻すよう勧告しているにも関わらず、日本政府が無視しているのは非常に残念である。
- ③ 児童の権利に関する条約（日本も締約国）は、各国の政府に対し、児童の利益を最大限考慮したうえで、児童の生命に対する権利、成長発達する権利、更に可能な限りの健康水準に関する権利を尊重し、保護し、かつ実現する明確な義務を課している。日本政府は、子供の放射線被ばくを最小限に食い止める義務を負担している。
- ④ 政府が避難指示を解除したことに加え、2017（平成29）年3月には、自主避難者に対する住宅補助が停止されている。これにより、多くの人々が、原発事故前に安全とされた線量（1 mSv）を上回る地域への帰還を強いられていると感じている。

(3) 国連グローバル報告について

上記②で言及されている「国連人権理事会の勧告」とは、2013（平成25）年5月に発表された国連グローバル勧告のことである。その概要は以下のとおりである（甲ニ共100、原告ら第51準備書面）。

- ① 日本が依拠したとするICRP勧告は、個人の権利よりも集团的利益を優先するため、「健康に対する権利」の枠組みに合致しない。

② 低線量の放射線でも健康に悪影響を与える可能性があるので、避難者は、年間放射線量が1 mSv以下で可能な限り低くなったときにのみ、帰還することを奨励されるべきである。

③ 避難地域及び放射線の被ばく量の限度に関する国家の計画を、最新の科学的な証拠に基づき、リスク対経済効果の立場ではなく、人権に基礎をおいて策定し、年間被ばく線量を1 mSv以下にすること。

(4) 小括

以上のとおり、国の帰還政策については国際的にも批判が強い。原告らの故郷に帰還するか否かの意思決定が合理的かを解釈するに際しては、この点を無視することはできないといえる。

5 リスク認知

(1) 主張の位置づけ

平穏生活権の侵害の有無・程度は、客観的に放射線量だけを検討するだけでは判断することはできない。放射線による健康被害リスクの高さにかかわらず、通常人が恐怖感、健康への不安を抱くのであれば、それはもはや平穏に生活できているとは言えないからである。

通常人・一般人において、健康へのリスクを高く受け止める傾向があること、すなわち、平穏生活権への侵害を認定するにあたってのハードルが低いことにかかる知見として、一審原告らは、リスク認知論にかかる主張を展開している。詳細な主張は、一審最終準備書面【損害総論】及び控訴審第21準備書面において、主張しているとおりであり、以下では概要のみを述べる。

(2) リスク認知論の知見の概要

本件のような放射線被ばくについては、通常人・一般人はリスクを高く受け止める傾向があることがリスク認知についての心理学的研究によって明らか

にされてきた。

同志社大学心理学部教授の中谷内一也氏は、リスク認知について、概ね次のように述べている。

ア 専門家によるリスク評価は、リスクが現実化する確率を基礎として行われるのに対し、個人の視点から見た確率解釈は、ある特定の個人が持つ信念の度合いであって、たとえ全く完全に理性的で、同じ確証を与えられていても、すべての合理的人間が同じ度合いで信念を持つとは前提にされていない（主観説 [確率]）。そのため、客観的なリスク評価がそのまま個人のリスク認知と一致するわけではなく、専門家による客観的なリスク評価と個人のリスク評価は、そもそも目的も違えば仕組みも違うということを理解する必要がある。

イ 一般人のリスク認知のメカニズムは二重過程理論というモデルを用いて説明されるが、一般人がリスクを認知するときに、主に働くのは、システム2（分析的システム）ではなく、システム1（経験的システム）である。さらに、人の生存や健康がかかっているような場面では、システム1が優勢に働くといわれている。本件事故についても、日常生活の中に放射性物質というリスクが突然降りかかってきたのであるから、特に事故直後の混乱状況の中では、よりシステム1による判断が優勢に働いたものと推測できる。

ウ 一般人がリスク認知をする際に考慮する様々な要素を抽出し、相互に関連性の高いものをまとめたものとして、「リスク認知の2因子モデル」がある。この2因子のうちの一つの因子が「恐ろしさ」因子であり、もう一つが「未知性」因子である。一般人のリスク認知の基本的枠組みからすれば、本件事故に関して一般人が健康リスクを強く感じるのは当然である。

(3) 小括

リスク認知の心理学的研究による知見によれば、本件事故に伴う放射性物質により、避難前の居住地域を汚染された一審原告らが、健康リスクを中心とするリスクを深刻に受け止め、強い恐怖、不安を抱くことについては、一般人の

リスク認知のメカニズムからして、何ら不自然なことではない。

通常人・一般人は、単に線量の問題だけではなく、まして、政府の避難指示の線引きとは無関係に、放射線を取り巻く様々な情報等を踏まえて放射線被ばくによるリスクを高く受け止めるのであり、だからこそ一審原告らは避難を選択せざるを得ない状況に追い込まれ、平穩生活権が侵害されてきたのである。

一審原告らの不安等には、①避難前の居住地が現実放射線物質によって汚染されたという不安の客観的根源があり、かつそれが今なお継続していること、②恐怖や不安を強く感じることは、一般人のリスク認知のメカニズムという点でも合理的な根拠があることは明らかである。

このように、放射線被ばくの健康リスクへの恐怖や不安は漠然としたものにとどまるものではなく、一審原告らの平穩生活権を侵害していることを裏付ける具体的な危惧感なのである。

第4 慰謝料額にかかわる争点の整理

1 ふるさと喪失（剥奪）損害に関する損害額の算定

(1) 主張の概要

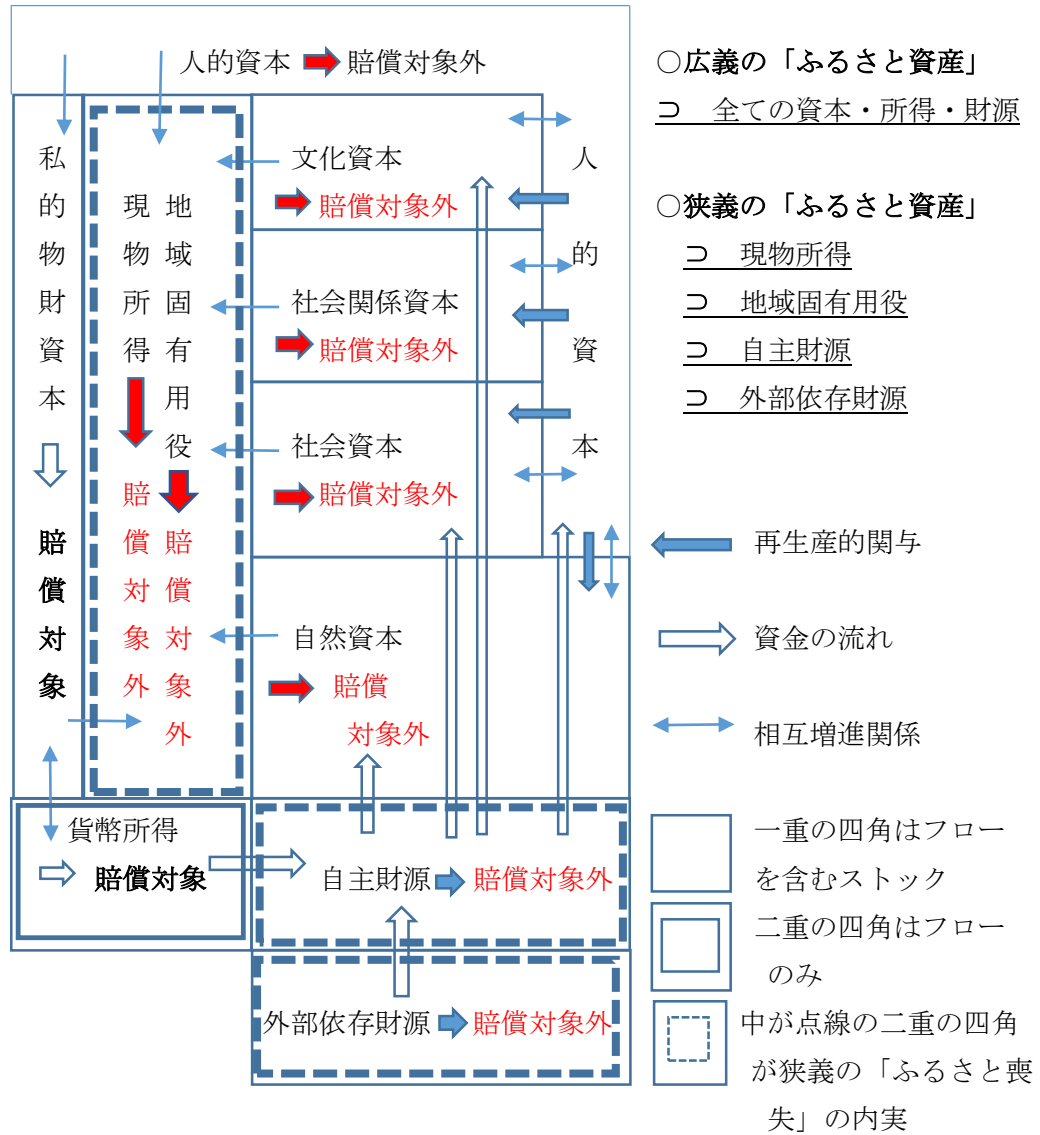
原告らは、第10準備書面において、環境経済学を専門とする大森正之教授（以下、「大森教授」という。）の意見書（甲二189号証）を参照し、本件原発事故によって、地域生活利益の喪失・剥奪による逸失利益が発生したことを前提として、その損害を経済学的見地から金額的に推計した主張を行った。以下、概要を述べる。

(2) ふるさと剥奪損害の概要

大森教授は、「ふるさと剥奪損害」という用語を用いているが、本訴訟において原告らが主張してきた「故郷喪失損害」と基本的に同義である。経済学的には、「ふるさと剥奪損害」とは、①6つの資本（自然資本・私的物財資本・社会資本・人的資本・社会関係資本・文化資本）、②3つの所得（貨幣所得・現物所得・地域固有用役）、③2つの財源（自主財源・外部依

存財源)の①～③の有機的な連関を前提とした総和として説明される「地域社会の包括的な資本関係」が、本件事故により剥奪されたこと、すなわち強制的・総体的に解体させられたことを意味するものである。結局、本件事故により賠償されるべき損害の範囲は、①(中間指針やその追補が賠償を予定する)「私的物財資本」や「貨幣所得」と、②(中間指針やその追補が対象外とする)「現物所得」「地域固有用役」「自主財源」「外部依存財源」の総和と評価することができる。そして、このうち、個別賠償の対象となる「私的物財資本」や「貨幣所得」を除く、「現物所得」「地域固有用役」「自主財源」「外部依存財源」の総和が、原告らが賠償を求めている包括的損害としての「(狭義の)ふるさと剥奪損害」といえるものである(次頁の図参照)。

図：地域社会の包括的な資本関係の断絶による
資本価値・所得・財源の損失と賠償可能性



その上で、大森教授は、ふるさとと剥奪損害と避難生活損害の峻別について、『ふるさとと剥奪』による有形・無形の損害 (loss) とは、原発事故発生以前に被災地域住民が享受していた、『ふるさと』からの現物所得と地域固有用役の自己調達及び財政的な調達が、避難により途絶することで発生したものであり、他方、「避難開始時点から、避難生活に伴う有形・無形の『避難生活損害』が避難前の生活と比べた追加的な出費や業務 (expense) として発生する」と述べ、後者の損害 (expense)、いわゆる

「避難生活損害」「避難生活慰謝料」は、前者の損害（loss）、いわゆる「ふるさと剥奪損害」「ふるさと剥奪慰謝料」とは、発生のメカニズムと内容において根本的に異なる、全く異質のものであることを指摘している。

（詳細は第6参照）

(3) ふるさと剥奪損害の推計

資本とは、果実としての所得を生み出す源泉である。同意見書では、前述の「地域社会の包括的な資本関係」から生み出される財物・サービスなどを財産的に評価し、その評価額の1年分の総和を法定利子率5%で資本還元することにより、「地域社会の包括的な資本関係」が解体されたことによる損害、すなわち、ふるさと剥奪損害の評価額を算出している。

(4) ふるさと剥奪慰謝料の推計

そして、同意見書では、この「ふるさと剥奪損害」の評価額を基準として、医療事故における逸失所得と慰謝料との相対比率が約24%であることに準拠し、逸失利益分を除外した精神的損害に基づく慰謝料額を推計している。

すなわち、先に述べた「ふるさと剥奪損害」の推計値と、これに24%を乗じて得られる「慰謝料」の推計値を合算することにより、「ふるさと剥奪損害」を基礎とする「ふるさと剥奪慰謝料」の金額を推計することができる。

(5) 小括

以上のとおり、大森教授の論述は、「故郷喪失損害（故郷喪失慰謝料）」とは、地域生活利益の喪失ないし剥奪がもたらす逸失利益（財産的損害）と精神的苦痛である、としてきた原告らの主張の枠組みに沿うものであり、本訴訟において大いに参照されるべきである。

2 水野謙意見書（乙二共第355号）についての反論

(1) 主張の骨子

一審被告東電は、水野謙教授（以下、「水野教授」という。）による意見書（乙二共第355号）をもとに、ふるさと喪失を矮小化し、被害の実態を軽

視した主張を繰り広げた。しかし、同意見書では、被侵害利益の捉え方において極めて狭く、抽象的であり、被害の実態を軽視しているため、そこで想定される損害の評価額は実態から乖離した過少なものとならざるを得ず、誤っている。

(2) ふるさと喪失の矮小化

水野教授は、原告らが失ったものを抽象的なコミュニティ、関係性の喪失として、極めて限定的に捉え、それらがそもそも存在しなかったか、あるいは既に再生された、したがって、ふるさと喪失慰謝料が発生しないという趣旨の主張を展開している。

しかし、一審原告らが主張している「ふるさとの喪失」とは、「自然環境、経済、文化（社会・政治）という複数の要素からなる生産と生活の諸条件が一体となったものの喪失」であり、「地域で結ばれていた住民・団体・企業などの社会関係（コミュニティはその一部）、および、それを通じて人々が行ってきた活動の蓄積と成果が失われること」を意味しており、水野教授が述べるような抽象的なコミュニティ、人と人との関係性それのみを示すものではない。

また、コミュニティがそもそも存在しなかったという主張や回復されているという主張自体が、原発事故前の原告らの生活や被害の実態等を何ら踏まえたものではない。

したがって、同意見書は、一審原告らふるさと喪失慰謝料を否定する論拠とはなり得ない。

(3) 社会学説におけるコミュニティ論の誤解

水野教授は、吉原直樹教授の社会学説を引用し、コミュニティは一定の場所を前提とする「地域性」の要件を欠くようになり、関係的なものに移行したと述べた上で、あたかも避難を強制されたことで、コミュニティが消滅することはない、あるいは、避難先でも容易にコミュニティが再生できるかのような主張を展開している。

しかしながら、水野教授の引用する吉原教授の当該主張は、「原発事故被災地域の現状を踏まえながら、さしあたり期待とか願望などから切り離してコミュニティの実態を浮き彫りにしようとするれば」という記載に続くものである。すなわち、吉原教授が言わんとすることは、原発事故により、コミュニティが「奪われた」というものであり、コミュニティ概念が関係的なもの変遷したということと言おうとしているわけではない。水野教授は、吉原教授の社会学説を誤って引用しており、誤ったコミュニティ論の理解を前提とした水野教授の意見書に、根拠が無いことは明らかである。

(4) 被害の実態を軽視していること

水野教授は、被害の実態を軽視した持論を展開している。水野教授は、生活再建のための補償がなされ、将来に向けた発展可能性が回復したのであれば、そのことによって、損害が軽減したこととして扱うべきだ、という主張を展開し、まるで、「転居先での新しい生活ができていればそれで良いのでは無いか」と言わんばかりの主張である。

しかし、水野教授は、失われたものの重要性をあまりにも軽視している。仮に避難先で新たな生活が安定したとしても、あるいは帰還を実現しても、事故によって失った元の生活が回復されることにはならない。将来の発展可能性があるとしても、避難者が、失われたものを取り戻すためには、並々ならぬ努力を要する。そのことをさも当然のように捉え、避難者の生活再建により損害が軽減されると考えることは、避難者の生活再建の努力を、加害者の責任を軽減する要素として考えることに他ならず、極めて不合理な考えである。

(5) ケイパビリティ・アプローチの誤用

水野教授は、センのケイパビリティ・アプローチが「私法上の損害賠償法理の一環」として注目されるべき、と主張する。

しかし、水野教授は、ケイパビリティ・アプローチがなぜ損害賠償法理の一環として成り立つ考え方なのかを論証していない。この点、塩見教授は、

自助努力を強調し、被害者に損害軽減のコストを負担させることは、損害軽減義務を課すことにつながる危険があり、原発事故の被害者にそのような義務を課すことには問題があると指摘している（甲二共215）。すなわち、潜在能力活用論（自助努力強調論）が、不法行為損害賠償法理と整合しないのである。

(6) 小括

水野教授は、被侵害利益を矮小化・抽象的にしか捉えていないことから、被害の実態を軽視し、被害者に損害軽減義務を課すかのような主張に終始しており、到底受け入れられるべきものではない。

3 ふるさと喪失＝故郷剥奪慰謝料について

(1) 主張の骨子

一審原告らは、第36準備書面において、環境社会学を専門とする関礼子立教大学教授（以下、「関教授」という。）の意見書（甲二共217）を基に社会学の観点から改めて‘ふるさと喪失’を分析し、これによって生じた被害が、「避難」とは全く異なるということを明確にし、その上で、一審被告東電の「慰謝料の賠償は避難に伴う生活基盤喪失も踏まえてなされている」とは到底言えないと主張してきた。

(2) 避難前後の生活の比較

関教授は、避難前後の生活の落差から故郷剥奪の具体的損害を析出した。故郷剥奪の具体的損害は、避難前後で接続不可能だった共同性の部分でみられる。その具体的内容は、強い地元志向のもとで形成されてきた、家族、親族、友人、近隣、地域、仕事仲間など地元＝故郷ネットワークの損壊に端的に示される。

(3) 避難と故郷剥奪による損害を峻別

上記のように、避難と故郷剥奪は共同性の損壊を伴うか否かで異なる。一審原告らが剥奪された「故郷」とは、人と自然とがかかわり、人と人とがつながり、それらが持続的である場所（＝地元）のことである。個々の生活という櫛

の歯が抜けては共同性が機能せず、共同性が機能しなければ個々の生活も成り立たない。この共同性の部分こそが、一審原告らの訴える「故郷」である。

「避難」と「故郷剥奪」は明らかに異なる被害である。両者は、原発事故によって発生したという点で起点を一にする。ただし、一般的な避難であれば、避難を終えれば元の共同性との接続が可能である。他方、原発事故の場合、避難指示区域の避難は、避難指示の解除によって共同性が再起動するような類のものではない。むしろ、避難中であつてもかろうじて保たれていた共同性が、避難指示解除をきっかけに修復困難なまでに壊れたと認識されているのである。故郷とは、人と自然とのかかわり、人と人とのつながり、その持続性と永続性によって特徴づけられるが（意見書15頁図3-1）、避難を終えても自然とのかかわり、人とのつながり、そして自らの生活と地域の持続可能性を見いだせていない。避難と故郷とを混同するならば、こうした深刻な被害の継続は見えなくなってしまう。放射能汚染からの原状回復が伴わない中での避難指示解除は、故郷剥奪被害を残存させたまま、被害を不可視化していることに留意する必要がある。

避難と故郷剥奪は同時に始まるために混同されやすいが、避難の終期が故郷剥奪の終期になるのではない。帰還した人々に対するアンケート調査によっても、世帯分離し、比較的高齢世帯のみでの帰還となつてしまつたり、人間関係の変化、本件原発事故前と事故後の断絶の大きさを明らかにする結果が出ている。すなわち、客観的に帰還することができる状況になつたとしても、故郷喪失の状態は変化することがない。

また、避難と故郷剥奪の始期は同時かもしれないが、終期は異なる。避難は終わったとしても、故郷剥奪被害はその後も継続する。それは共同性の解体の結果としての生活及び持続可能性の困難に帰結する。

(4) 故郷剥奪の二つのプロトタイプ

関教授は、故郷剥奪には二つのプロトタイプがあると分析する。

一つは、現在もなお、避難指示区域であり続けている地域（帰還困難区域）

である。この避難者は、故郷が現に奪われていることが明瞭である。人は自然とかかわることができず、人と人とが密につながることができず、生活の持続性や地域の永続性を見通すことができない。この「事実としての」故郷剥奪は、浪江町津島地区の例に象徴的に示される（タイプ A）。

もう一つは、避難指示が解除された地域である。この地域からの避難者は、住民の帰還が始まり、故郷剥奪の状況を脱し、被害が回復されつつあるように見える。言い換えれば、損害が見えにくくなったということである（タイプ B）。関教授は、避難者訴訟の川俣町山木屋地区を例として挙げる。

まず、関教授は、タイプ A の典型例として津島原発訴訟を分析する。津島原発訴訟の特徴は、①旧津島村（1956年の町村合併で浪江町津島地区）という行政村を単位として「ふるさと喪失」を訴えていること、②地区全域が帰還困難区域であること、③避難区域解除の目途は2023年とされていること、④避難指示が解除される前に地裁判決を得ることが期待できること、という点にある。関教授は、津島という故郷がもつ‘結い’の精神が土地に根ざして生きる権利と密接に関連していること、本件原発事故が土地に根ざして生きる権利を侵害し、‘結い’の精神をも奪われてしまったことで故郷が崩壊し生きることへの権利侵害が存在すると述べている。

次に、関教授は、タイプ B の典型例として川俣町山木屋地区を分析する。

山木屋地区においては、避難指示が解除されても帰還できない理由として、①放射能汚染や原発の安全性への不安、②除染基準や除染範囲の問題、③営農再開の困難や仕事の問題、④除染廃棄物の仮置き場の撤去問題、⑤生活に必要なインフラ復旧の目途が立っていない、⑥どの程度の住民が帰還するかわからない、⑦家族（子世代・孫世代）の仕事・学校の問題などが語られてきた。しかし、いったん避難指示が解除されると、奪われたはずの「故郷」がもどってくるようにイメージしがちである。現に、本訴訟においても、一審被告東電は、避難指示解除後の地域については、空間放射線量が下がっており、社会的・経済的活動が再開されており、客観的には帰還して元の生活基盤を回復させるこ

とが可能な状態にあると主張し、帰還困難区域とは厳然たる差異があるとする。そして、帰還せずに移住を選択したとしても、原発事故の放射線の作用によって法益侵害が継続しているとはいえないと主張している。

しかし、関教授は、一度失われた「ふるさと」はそう簡単に戻るものではなく、一審原告らの法益侵害は避難指示解除後もなお継続していると指摘する。それは、山木屋地区において避難指示が解除された後に実施された帰還した住民らに対するアンケートによっても明らかである。アンケートでは、復興実感は乏しく、将来展望が見られない等の回答が相次ぎ、故郷剥奪の被害が現在進行形であることを示している。

結局、避難指示解除までの期間の長短にかかわらず、故郷剥奪が共通して存在しているのである。

(5) 避難と故郷剥奪の慰謝料額の認定方法

関教授は、避難と故郷剥奪の慰謝料額を別個に認定することと、合算して認定することは、理念的に等価であるかどうかについて検討している。両者を合算して慰謝料額を認定することは、保護されるべき権利の縮減につながるため、理念的に等価ではない。実際、合算することで、故郷剥奪にかかわる慰謝料額は低額に抑えられ、故郷がほとんど無価値なものとなっている。一審原告らが訴える最も重大な人権侵害の被害が、慰謝料算定額に反映されなかったのである。

(6) 小括

以上のとおり、故郷喪失と避難は明確に峻別されるべきものであり、ふるさとに象徴される権利の重大性を適切に評価したうえで、慰謝料額が認定されるべきである。

第5 その他の争点

1 「原子力損害」の範囲について

(1) 一審被告東電は、本件事故による放射線の作用と相当因果関係にある原子力

損害に限られると主張しており、その範囲を限定的に捉えているように考えられる。

- (2) しかし、原賠法3条は、「原子炉の運転等により」生じた損害について賠償義務を規定しているのであり、厳密には、賠償責任を負う損害が、放射性作用に起因するものに限られるものではない。

「原子炉の運転等」に起因する本件原発事故の発生に基づき避難指示が出され、原告らの多くは、その避難指示に従って避難をし、避難を継続している。避難指示は、放射性の作用というより、それ自体が、直接原告らの平穩生活権を侵害しているものである。

したがって、放射性の作用云々の議論に立ち入るまでもなく、避難指示に伴い避難をした結果生じた損害について、一審被告東電は賠償責任を負っている。

2 地域による侵害の程度の差があるか

- (1) 一審被告東電は、放射線の作用による原告ら各人の平穩な生活に対する侵害の有無やその程度には、居住していた地域によって差異があると主張している。

- (2) しかし、一審被告東電は、平穩生活権侵害の有無、程度を考慮する上で、何を重視すべきかという点を誤っている。

確かに、放射線量は、原告らが居住していた地域によって変わりがある。また、元の居住地の放射線量が、避難することが合理的か、避難継続に伴う損害をいつまで認めるかという点に影響を与えること自体は否定しない。

しかし、本件の場合、原告らは、避難をしたことで、居住していた地域の放射線量にかかわらず、まるごとの生活を奪われたのであって、それは避難区域がどこかによって変わらないものである。帰還困難区域であれ、自主的避難等対象区域であれ、避難に伴って生じる様々な苦痛に変わりはない。平穩生活権の侵害の有無、程度を考慮する上で最も重要な視点は、どれだけの“苦痛”を一審原告らが被ったかであって、放射線量ではない。

3 中間指針について

(1) 中間指針は最低限度の基準を定めたに過ぎない

一審被告東電は、中間指針等に基づく賠償により、一審原告らの損害が十分に賠償されている旨主張している。

しかし、中間指針は、最低限度の賠償基準を定めたものにすぎず、中間指針による賠償を受ければ、十分である等とは到底言うことができない。

(2) 原賠審の位置付け

そもそも原賠審は、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」（原賠法18条2項1号）を目的として設置された機関である。

また、原賠審の定める中間指針等は、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法18条2項2号）として定められたものである。すなわち、中間指針等は、和解の仲裁を行うことを目的として、当事者による自主的解決に資する一般的指針として策定されたものである。当然ながら、専門家らも、このような指針を作成するという目的で審議したのであって、裁判規範たる賠償基準を策定することを目的として審議したわけではない。

(3) 中間指針等の性格

ア 賠償範囲・賠償額の制限を示したのではないこと

中間指針の冒頭において、「この度の指針（以下「中間指針」という。）は、本件事故による原子力損害の当面の全体像を示すものである。この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれるとともに、中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。東京電力株式会社に対しては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する。」（乙二共1・2頁）と述べられ

ている。

また、中間指針追補においても、「なお、中間指針追補で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。」（乙二共2・2頁）と述べられている。

さらに、中間指針第四次追補においても、「なお、本審査会の指針において示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となる。また、本指針で示す損害額の算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではない。東京電力株式会社には、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、その全部又は一定の範囲を賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められる」（乙二共16・3頁）と述べられた。

以上のように、中間指針等は、明記されていない損害の賠償についても、賠償の可能性がある旨は繰り返し述べられているのであり、一審被告東電が主張するように、精神的苦痛が相当程度に大きい場合を念頭において作成されたもの等とは到底言うことができない。そして、一審被告東電自身このことを認めているからこそ、中間指針等に示されていない横だし・上乘せの賠償を行っているのである。

イ 一方当事者に配慮した不十分なものであること

中間指針等は、「この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれる」とあるように、一審被告東電と被害者との間の合意形成による自主的解決を志向して作られたものである。これを策定した原賠審は、原子力損害賠償法18条に基づき、和解の進行を促進することを目的

として設置された。それゆえ、強制力を持つ裁判と違い、一方当事者たる一審被告東電の意向を無視できず、一審被告東電が納得するものを志向して作られた側面がある。第21回審査会において、原賠審の能見会長は、「指針というのは、東電を縛るものではなく、これはあくまで東電が自主的にその指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしても嫌だと言われてしまうと動かなくなってしまう。」「東電としてもそういう反対しにくい賠償というものを決めていくというのが指針の役割である。」「東電が納得してといたしますか、合理的に考えれば納得して、賠償を支払うという金額を定めることとなりますので、(中略)ただ金額を多くすればいいというものでもない」と述べている(甲二共29号証17頁及び23頁)。

ウ また、国庫負担増大への配慮がなされている可能性がある。原子力損害賠償支援機構法において、国が一審被告東電の賠償を支援することになっているため、一審被告東電の賠償の拡大は、国庫負担の増大に直結する。それゆえ、一審被告東電による賠償を低廉に抑えるという思慮が働く状況下で策定されたものであると言える。そもそも、本件訴訟をはじめとした本件事故による被害について損害賠償を求めた全国各地の訴訟において、被告となっている国の設置した機関が策定していること自体、本質的欠陥を抱えていると言わざるを得ない。

以上のように、中間指針等は、一方当事者に配慮し、低廉に抑えられた賠償金額が示されたものである。

(4) 審議過程での作成者の認識

中間指針等のこのような位置付けについては、原賠審の審議中にも委員から繰り返し言及されている。

原賠審の第1回会合(2011(平成23)年4月15日)では、委員の1人である鎌田薫教授(早稲田大学総長、早稲田大学法務研究科教授)が、「だれが見てもこれは賠償しなければいけないというものについて、とりあえず一義的に指針を定め」るべきであると発言している(甲二共145・31頁)。そし

て、この意見が審査会における議論の基調となっており、能見会長も折に触れてこの点を強調している。

避難指示等がなされた区域外からの避難者について、すなわち賠償対象となる人の範囲を広げることについて初めて議論された第12回会合（2011（平成23）年7月29日）でも、鎌田委員は、「たびたび確認もさせていただいているんですけども、この指針の中で、具体的に賠償されるべき損害の範囲として摘示されなかったものは、賠償されるべき損害の範囲から外れているんだというわけではないということ、つまり、どこまでが賠償されるべき損害の範囲かということのすべてを決めるのが、この指針の役割ではないということが大前提だと思うんですね。」「かなり微妙なところまで全部決まらないと指針が出せないということになれば、それだけ、この指針に従った迅速な救済というのが遅れていくので、もともと第一次指針のときから、少なくとも最低限、だれが見てもこれだけは必ず賠償されるべきだという疑問のないところから順に拾い上げていきましょう。しかも、運用するたびに、一見、指針で賠償されるべきものとされているようだけれども、個別に審査しなければいけないというものでないところから、決められるところから決めていけば、少なくとも、その部分からは早く救済されるということで、一次指針、二次指針、そして、この中間指針というふうにきたんだと理解しています。だから、ここに書かれていないものは賠償しないというふうな宣言をしているという読まれ方はされては困るというのが大前提」と発言している（甲二共146・32～33頁）。

また、第21回会合（2012（平成24）年1月27日、郡山市で開催）では、意見陳述した地元市町村長らの中間指針への厳しい批判に対し、能見会長は、「指針というのは、裁判でいけば認められるであろうという賠償を一応念頭に置きながら、しかし、多数いろんな個別事情はあって、いろいろみんなばらばらですので、賠償する東電も納得して、迅速に支払ってくれるような、そういう意味で、共通の損害みたいなものを指針の中で取り出して、中間指針と

か、あるいは、その補足の指針として出してきたというものでございます。そういう意味で、これを前提として、指針に書いていないから賠償しないという考え方は、もともとおかしい。東電がそういう言い方をしているということは、私も聞き知っておりますけれども、それについては毎回毎回、審査会としても、この指針の性質というものは、そういうものではなくて、個別の事情に基づいて生じる損害については、指針が上限になるものではなくて、それ以上の損害賠償というものは認められるというのが大原則でございます。」としながら、「指針というのは、東電を縛るものではなく、これはあくまで東電が自主的にその指針に基づいて賠償するものですから、結局、東電がどうしても嫌だと言われてしまうと動かなくなってしまう。……普通の損害賠償の場合であればどうであるかというのを調べた上で、東電としてもそう反対しにくい賠償というものを決めていくというのが指針の役割である」、「東電が納得してと言いますか、合理的に考えれば納得して、賠償を支払うという金額を定めることになりますので、……」等と発言している（甲二共29・16～18，23頁）。

これらの委員の発言からも分かるように、指針で定められている損害賠償の範囲やその金額は、誰もが、すなわち一審被告東電さえも納得せざるを得ない水準で定められたものである。これは、迅速な救済の実現を図る狙いとそもそも当事者間の合意を促進するための指針であるという性質上の制限から導かれるものである。それ故、これらの原賠審の示す指針は、その成り立ちや性質上、必然的に損害賠償の範囲や金額において、一審被告東電さえも反対しにくいような極めて限定的なものとして算出される特徴を持つこととなる。

(5) 自賠償保険基準が採用されたことについての批判

ア 以上の中間指針の基本的な理解を前提にして、具体的に避難に伴う慰謝料額の算定についても審査会の中で明確な根拠もなく自賠償保険基準が採用されるなど、被害の実態とは離れて恣意的に決められた経過がある（浦川道太郎「原発事故により避難生活を余儀なくされている者の慰謝料に関する問題点について」（環境と公害43巻2号9頁以下））。

すなわち、「避難等対象者」に対する慰謝料は、中間指針においても、中間指針第二次追補においても、一人月額10万円を基本に固定されており、避難区域再編後における一括賠償金についても、この金額を単位に算定されている。この一人月額10万円という金額は、自賠責における傷害慰謝料の額（日額4200円）を参考にして算定されたものである。

しかしながら、自賠責基準をもとに策定された点について、以下のように、複数の学者から批判がなされている。

イ 浦川道太郎教授は、「その1つは、自賠責の傷害慰謝料自体に明確な根拠がないという点である。すなわち、自賠責の傷害慰謝料は自賠法制定当時には決められておらず、1964年2月の自賠責支払基準改定の際に1日700円と定められ、その後保険金額と物価指数の変動の中で4200円に至ったものである。当初の700円という金額の根拠も明確ではない。むしろ自動車交通事故での傷害による精神的苦痛を実態に即して金銭評価するとなると、被害者が現実的に慰謝料として取得できる相場を示している、裁判所基準である日弁連交通事故相談センター東京支部「民事交通事故訴訟損害賠償算定基準」（以下「赤い本」という。）の傷害慰謝料が適切である。第2の問題点は、入院のように行動が制約されていない避難生活では精神的苦痛が少ないために、本件慰謝料は自賠責基準よりも少ないとした判断である。避難生活が行動の制約を受けない状態かとの根本的な問題は別にして、そもそも自賠責の傷害慰謝料は入院に限られず、行動の自由に制約のない通院の場合にも適用される。そのように考えるならば、自賠責の傷害慰謝料の月額12万6000円を10万円に減額する根拠は全くない事になる。第3の問題点は、自賠責基準を採用しながら、第2期の本件慰謝料を逡減している点である。（略）自賠責の傷害慰謝料は、1日4200円に固定されており逡減方式を採用していない。逡減方式を採用しているのは赤い本であり、中間指針の説明でも第2期における減額の理由として、赤い本の考え方を参考にして1人月額5万円にしたと説明している。一方において低い慰謝料額であるゆ

えに逡減方式が採用されていない自賠責基準を金額として採用しながら、他方において1日単価を高くしたゆえに逡減方式を採用している赤い本を減額の根拠とすることは、著しく偏った妥当性に欠ける判断といわざるを得ない」と批判する。

ウ また、吉村良一教授からは、「交通事故があくまで個別の事故であること、加害者と被害者の立場の交代可能性があること、保険が普及していることといった、本件事故とはおよそ異なる特質を有する」と、性質の相違に着目した批判がなされている。

エ 以上のように、避難慰謝料の金額は、そもそも自賠責基準をもとに策定すべきものではなく、一人月額10万円という金額は低額に過ぎ、妥当ではない。

(6) 見直しがされていない賠償基準

ア 自主避難等対象区域からの避難者については、平成23年12月6日の中間指針追補以降、慰謝料額の基準について見直しがなされていない。また、緊急時避難準備区域からの避難者についても、平成24年3月16日の中間指針第二次追補以降、慰謝料額の基準についての見直しがなされていない。

イ しかし、中間指針策定当時の将来予測とは異なり、本件事故に伴う被害は早期に収束せず、また、多方面に生じている。

この点については、平成30年8月7日に行われた原賠審第48回の会議において樞見委員から以下のとおり意見もなされている（甲二共197号証・23頁）。

「損害賠償につきましては、通常不法行為であれば原状回復ということで、かつ、原状回復といいますが、実はけがをした方が全て、事故前の状態に戻るわけではありませんし、事業あるいは就労等についても完全に回復するわけではございません。その点については、より柔軟な、将来的にこういう形に回復するという見込みといたしますか、それについては通常の場合の不法行為でもかなり困難な問題がございます。現在、7年と5か月経過をい

たしまして、今回の原発に関しましては、おそらくこの原状回復、つまり、被害を受けられた方々が原状に回復しということが、通常の不法行為よりかなり困難であると。そういう、当初見込んだものよりはかなり困難であるということを含みつつ、先ほどセンターから、非常に時間がたって、被害者を取り巻く状況にかなり変化が出ているという御意見がございました。やはりそのことを踏まえますと、受け手の方である東京電力でも、やはり被害者の状況、特に就労環境、あるいは事業の収益環境、これが通常の場合に比しまして、自力回復なり政府の支援を受けても、なかなか回復しないという状況を踏まえて、より柔軟な解決といえますか、対応をお願いしたいと思います。

もちろん基本のところは、被害、不法行為と相当因果関係のある範囲、そして、被害者の皆さん方のそれぞれの事情における回復努力、そういったことも踏まえつつではありますけれども、やはり通常の不法行為よりは、より複雑な要素、なかなか回復しがたい状況は、東京電力におかれましても十分に直視していただきたいという点でございます。」。

ウ このような委員からの率直な意見のとおり、本件原発事故に伴う避難者らの被害は、通常の不法行為に比して、回復が困難な実情があるのであり、そのことは、中間指針策定当時には想定されていなかった。この点を十分に踏まえられていないという意味でも中間指針は、原告らの被害に対応した賠償の最低基準を導くものとなり得ても、十分な基準を定めたものではないのである。

(7) 小括

以上のとおり中間指針は、一審被告東電が任意の手続きの中でも合意しうるよう「少なくとも最低限、だれが見てもこれだけは必ず賠償されるべきだ」という前提で定められた基準であり、精神的苦痛が相当程度に大きい場合を念頭において、大多数の被害者の精神的苦痛を慰謝するに足る慰謝料額を定めたもの等では無い。

一審被告東電は、中間指針等に基づき賠償を行い、その賠償基準の策定経緯

等について熟知しているはずである。にもかかわらず、あたかも一審原告らが裁判を選んだ結果、中間指針等を下回る賠償額が裁判上も認められうるような主張を大きく展開していることについては、避難者らによる提訴を牽制しようとする狙いがあるものと考えられる。

裁判所がそのような政策的な一審被告東電の主張を採用すべきではないことは当然である。

4 避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料が異なることについて

(1) 避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料が異なること

避難慰謝料が、従前営んでいた日常から隔離され、戻りたくても戻ることができず、土地勘もない所での生活を強いられていることについての精神的苦痛に対する慰謝料であることに対し、ふるさと喪失慰謝料は、コミュニティの崩壊に基づく精神的損害等避難生活に伴う慰謝料では対応できていない精神的損害に対応する慰謝料である。

両損害は、別の原因に由来する精神的苦痛によるものであり、したがって、別の損害として発生するものである。

(2) 請求根拠を特定するのは一審原告らの主張の問題である

そもそも、いかなる権利侵害に基づき請求をするか、どのような精神的苦痛について、どのように慰謝料を請求するかは一審原告らの主張に委ねられるべき問題である。一審被告らが、一審原告らの主張する権利侵害、慰謝料の内容を定めるわけではない。一審原告らは、本件訴訟の中で、ふるさと喪失慰謝料と、避難慰謝料を別個のものとして定義し、別個の項目として請求している。それらの内容は後述のとおりであり、重なるものではない。一審被告らは、それらが重複する、同一だと主張するかもしれないが、それは、一審原告らが主張するふるさと喪失慰謝料や避難慰謝料の内容を独自に解釈しているからに他ならない。

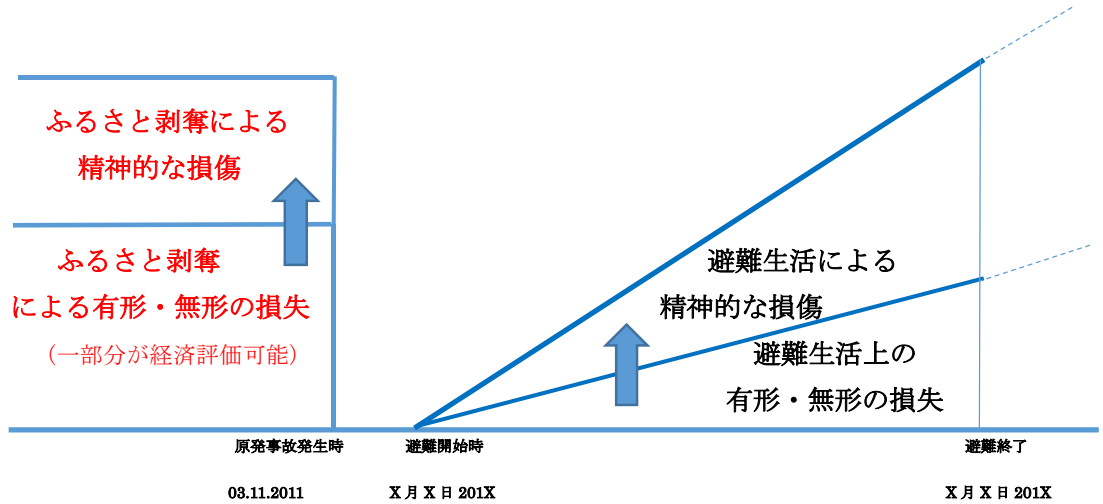
(3) 大森教授の見解

大森教授も、「ふるさと剥奪損害（慰謝料）」（≡ふるさと喪失損害）は「避難生活損害（慰謝料）」と峻別された損害であることを前提として論じている（甲二共189号証・意見書2頁～3頁）。

すなわち、大森教授は、次頁に図示するように、「『ふるさと剥奪』による有形・無形の損害（loss）とは、原発事故発生以前に被災地域住民が享受していた、『ふるさと』からの現物所得と地域固有用役の自己調達及び財政的な調達が、避難により途絶することで発生したものであり、他方、「避難開始時点から、避難生活に伴う有形・無形の『避難生活損害』が避難前の生活と比べた追加的な出費や業務（expense）として発生する」と述べ、後者の損害（expense）、いわゆる「避難生活損害」「避難生活慰謝料」は、前者の損害（loss）、いわゆる「ふるさと剥奪損害」「ふるさと剥奪慰謝料」とは、発生のメカニズムと内容において根本的に異なる、全く異質のものであることを指摘している。

「ふるさと剥奪損害」は、原発事故以前に享受していた有形無形の便益の将来にわたる剥奪すなわち逸失利益として理解できるものであり、他方、「避難生活損害」は、原発事故とこれに伴う避難活動によって発生する追加的な出費すなわち積極損害としてとらえることができるものである。このような説明は、従前我々が理解している損害賠償の枠組みからも、自然に了解可能である。

「ふるさと剥奪」損害（慰謝料）と
「避難生活」損害（慰謝料）の
概念上の区別



(4) 仙台高裁令和2年3月12日判決

この点について、仙台高裁令和2年3月12日判決も、次のように判断している。

同裁判例では、慰謝料を「避難を余儀なくされた慰謝料」、「避難生活の継続による慰謝料」、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」の3つの種類に分け、それぞれ次のように述べている。

「避難を余儀なくされた慰謝料」については、「避難後の避難生活の継続による精神的苦痛とは区別し、居住地からの避難を余儀なくされたこと自体により原告らが被った損害ないし精神的苦痛を評価し」た慰謝料とし、「避難生活の継続による慰謝料」については、「避難を余儀なくされた慰謝料を算定しても、避難後の避難先での日々の著しい生活阻害による心身の苦痛、不便、不自由、不安等のストレスないし精神的苦痛が慰謝されるものとはいえない。したがって、これらの損害ないし精神的苦痛を考慮し、相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するのが相当である」とし、また、「故郷の喪失又は変容による慰謝料」については、地域における住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体について、これを一応「故郷」と呼ぶこととし、法的保護に値する利益を評価した上で、それが本件事故により侵

害されたことによる損害について賠償を命ずることは、前記のとおり避難を余儀なくされた慰謝料や避難生活の継続による慰謝料を算定しただけでは評価し尽くされない損害について、むしろ地域社会全体が突然避難を余儀無くされて容易に帰還できず、仮に帰還できたとしても、地域社会が大きく変容してしまっただけという本件の被害の実態に即した損害の評価のあり方として適切である」としている。これは、本控訴審の原判決と同様の趣旨と解される。

同裁判例が述べるとおり、避難生活の継続による慰謝料を評価しただけでは、ふるさとを喪失したことに対する精神的苦痛を評価し尽くすことができわけではないのであり、この点からも、避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料を別途評価する必要があることは明らかである。

(5) 中間指針等の避難慰謝料の基準においても、コミュニティの損失等が考慮されているという点について

ア 中間指針における避難慰謝料の内容

中間指針は、次のような精神的苦痛の賠償として、一人月額10万円の賠償基準を定めた。

「①対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

②屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」（中間指針・乙二共1・17頁）

これらの記載からも明らかなおおりに、中間指針が想定した精神的損害の内容に、コミュニティの損失等に伴う精神的苦痛が含まれていないことは明らか

かである。

イ 避難に伴う精神的損害の構成要素について

一審被告東電の主張は要するに、審査会第7回の資料4（乙二共41）の2頁で精神的損害の構成要素としてあげられている「①平穏な日常生活の喪失」、「②自宅に帰れない苦痛」と書いてあることから、ふるさとでの生活基盤やコミュニティの喪失についても考慮されているというのである。

しかし、一審被告東電の独自の見解と言わざるをえない。「①平穏な日常生活の喪失」、「②自宅に帰れない苦痛」という構成要素は、あくまでも避難先での生活上の苦痛を考慮する要素である。ふるさとでの生活基盤やコミュニティの喪失について考慮がなされているとは言えない。

ウ 乙二共1・21頁「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し・・・」という記載について

一審被告東電は、「事故後6カ月程度は、地域コミュニティが広範囲にわたって突然喪失し自宅を離れることを強いられるなど、これまでの平穏な日常生活を奪われ、帰宅の見通しもつかない不安の中、避難場所の選択をはじめとして避難生活のためのさまざまな対応が求められるなど、最も精神的苦痛の大きい期間と言えるのではないか。」との記載を根拠に第1期における避難に伴う精神的苦痛として、本件事故以前の生活基盤やコミュニティを突然喪失していたことを考慮していると主張している。

しかし、当該記載は、避難に伴う精神的苦痛の程度は、避難の最初の6ヶ月とそれ以降とは異なるという趣旨の発言であり、ここでは、生活基盤やコミュニティが失われたことそれ自体や慰謝料について議論がなされているわけではない。一審被告東電の主張には、理由が無い。

(6) ふるさと喪失慰謝料は、日常生活阻害慰謝料に包含されない

本件事故によって生じた一審原告らの苦難は、避難生活のみに限定されるわけではない。例えば、一審原告らは、生命・身体に対する深刻なダメージを危惧して、従前の居住地から逃げ出さざるを得なくなったのであるから、単に、

避難の過程のみに損害が限定されるはずはない。生命・身体に対するダメージに関する損害や、従前の居住地から切り離されたことに伴う損害などが、避難生活から生ずる損害とは別のものとして観念しうる。このような避難生活から生ずる苦痛とは異なる精神苦痛を総称して、ふるさと喪失慰謝料と呼称している。

一審原告らは、本件事故により、避難元からの避難を余儀なくされたのであるが、このことは、一審原告らが、事故前に居住していた地域コミュニティの一員ではなくなったということの意味する。

そもそも、一審原告らの避難元は、本件事故によって、地域コミュニティとしての機能を喪失し、少なくとも、かつての環境から客観的に大きく変容してしまっている。地域によっては、避難指示が解除され、物理的に戻ることが可能になってはいるが、一審原告らが享受していたかつての豊かな地域性が大きく傷つけられたままであることは、疑いようのない事実であろう。

もちろん、その地域で生活を続け、徐々に回復させようと尽力する人々がいることも事実である。そこに、かつてとは異なる新たな地域コミュニティが形成されようとしているとも考えられる。しかし、避難元に帰ることができない一審原告らは、かつて所属していた地域コミュニティとの関係性を失ってしまっている。

一審原告らは、上記のような地域に根ざしたコミュニティにおいてそれぞれの生活基盤を築き上げてきた。このような生活基盤は当然のことながら、地域の生活資源等により構成される物的な側面のみならず、人的側面により支えられているものである。

本件事故前までの一審原告らの避難元地域には、一審原告らのそれまでの生活における関係性のすべてが繋がっているのであるから、一審原告らの人生そのものともいえる。そうであれば、その地域コミュニティと突如として断絶されることは、一審原告らがかつての自らの人生と断絶されたと評価されるべきことである。そして、このことは避難元の地域コミュニティが現在も変容し

ながらも存続しているからといって、変わることはない。

ふるさと喪失慰謝料と呼称しているが、要するに、一審原告らが、本件事故前に所属していた地域コミュニティとの関係性を断絶させられ、その人生を大きく変容させられたことによる精神的損害に対する慰謝料である。これは、一審被告東電が主張する、日常生活阻害慰謝料とは性質を異にするものであり、別途賠償がなされるべきである。

5 財物的損害等に対する賠償が慰謝料を減額させる理由にはならないこと

(1) 慰謝料の補完的機能・調整的機能

ア 一審被告東電は、慰謝料の補完的機能・調整的機能により、財産的損害の填補がなされている事情を精神的損害の賠償にあたって考慮すべきと主張している。

イ 慰謝料の補完的機能・調整的機能は、必ずしも厳密に定義されているわけではないが、一般的には、財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において、慰謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現するという場面で用いられてきた（新注積民法（15）債権（3）880頁）。

これは硬直的になりがちな財産的損害賠償額の算定を、慰謝料の柔軟性で補完するという趣旨で主張されているものであり、財産的損害が不足なく賠償された場面（本件でそもそもそのような事情はないが）での精神的損害賠償を減縮させることを意図した理論ではない。

実際に、従来、慰謝料の補完的・調整的機能の適用場面とされてきたのは、財産的損害としての立証が不十分なものを、金額の算定根拠を証拠で立証する必要のない慰謝料の中に含みこませて、その額を算定し、賠償額を全体として妥当に算定するような場面である（「不法行為法（第4版）」吉村良一、159頁等）。

ウ 一審被告東電の主張は、慰謝料の補完的機能・調整的機能の理論面、適用

場面を正解していない。

(2) 財物的損害等に対する賠償が慰謝料を減額させる理由にはならないこと

ア 発生された財産的損害について、その原因の張本人である一審被告東電が賠償するのは当たり前である。賠償を受けることが遅くなり、慰謝料の金額が増額することがあり得るとしても、賠償を受けたからといって、精神的苦痛が慰藉されることはない。

イ 裁判実務上、財産的損害と慰謝料は、別々に算定され、早期に財産的損害の既払いがあったとしても、慰謝料の金額に影響するという扱いはなされていない。早期に財産的損害について賠償がなされたことで、遅延損害金の総額が減少するという限度で考慮されれば足り、それ以上に、慰謝料が減額される理由はない。

ウ 新注釈民法(15)・886頁においても「被害者または近親者の取得した財産的利益についても、それが被害者の財産的損害の填補に充てられるべきものである場合には、そうした給付がなされたことをもって、慰謝料額の算定要素（この場合には減額要素）とすることは疑問である」と記載されており、この点からも、このことは明らかである。

6 既払金の充当について

(1) 既払金の充当方法について

抗弁として弁済の充当が認められるためには、①給付がなされることだけでなく、②給付がその債務に対してなされたこと（給付と債務との結合）が必要とされ、それらの立証責任は、弁済の抗弁を主張する当事者の側で負っている（最判昭和30年7月15日・民集9巻9号1058頁）。そして、この結合関係の有無は、給付者の意思、給付受領者の意思等によって決められるべき問題である（甲二共216）。

一審被告東電に対する財物損害の直接請求は、具体的にある財産について損害を被ったことを理由とし、請求書を一審被告東電に提出し、それを踏まえて、一審被告東電が当該財産の金額に応じた賠償を行うという方法がとられてい

る。対して、避難慰謝料については、いつからいつまでの分の慰謝料であるのか、請求の期間を具体的に特定し、その期間に応じた支払いが一審被告東電からなされている。

このような請求、支払いの方法を踏まえるならば、一審被告東電と一審原告らの間において、例えば財物損害であれば、ある特定の財産の損害についての賠償であることが双方で了解され、支払われていることになる。したがって、当事者の合理的意思解釈として、それ以外の項目に弁済が充当されることは予定されていない。当然、財物損害についての支払いが、慰謝料に充当されることについて、支払いの時点で当事者が予定していないことなのであるから、別途、充当についての合意が無い限りは、②給付と債務の結合を欠き、裁判上の弁済の抗弁としても機能しないことになる。一審被告東電の主張は、弁済の抗弁についての法的理解を誤っていると言わざるをえない。

(2) 外側説，訴訟物1個論について

ア 一審被告東電は、最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁や、最判平成6年11月22日民集48巻7号1355号を根拠に、財産的損害・精神的損害を問わず、全損害を認定した上で、既払金総額を控除し、請求の当否を検討すべきと主張している。

イ 最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁

最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁の判断は以下のとおりである。

「本件のような同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上的損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は一個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は一個であると解すべきである。」

すなわち、最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁は、以下のとおり、身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上的損害との訴訟物が一つであることを述べたにすぎず、充当方法について述べた判例ではない。

ウ 最判平成6年11月22日民集48巻7号1355号

また、最判平成6年11月22日民集48巻7号1355号は次のような判断をした。

「特定の金銭債権のうちの一部が訴訟上請求されているいわゆる一部請求の事件において、被告から相殺の抗弁が提出されてそれが理由がある場合には、まず、当該債権の総額を確定し、その額から自働債権の額を控除した残存額を算定した上、原告の請求に係る一部請求の額が残存額の範囲内であるときはそのまま認容し、残存額を超えるときはその残存額の限度でこれを認容すべきである。」

最判平成6年11月22日民集48巻7号1355号は、生命身体等が害され慰謝料が請求された事案ではなく、財産的な損害に対して請求がなされた事案であるし、そもそも相殺の抗弁について判断された判例である。当該判例によって、弁済の抗弁が主張された場合に、財産的損害・精神的損害を問わず、全損害を認定した上で、既払金総額を控除し、請求の当否を検討すべきであるということが言及されたわけではない。

エ 弁済は、民法にも規定されている実体法上の概念である。その要件、効果について、訴訟法の概念である訴訟物によって、左右される理由はない。

本件においては、当事者の合理的意思解釈として、財産的損害についての支払いが、慰謝料に充当されること、あるいはその逆に慰謝料の支払いが、財産的損害に充当されることが予定されておらず、そのような充当は認められない。

(3) 「慰謝料を2つに区分して弁済を特定の慰謝料項目にのみ充当することは許されない」との主張に対して

ア 一審被告東電は、避難慰謝料とふるさと喪失慰謝料を別個のものとして評価することは妥当でなく、既払金を別々に充当すべきではない旨を主張している。

イ この点についても再三、主張しているところであるが（第40準備書面4

頁以下)、避難慰謝料が避難生活から生ずる精神的苦痛であることに対して、ふるさと喪失慰謝料は、地域コミュニティの喪失、変容等に起因する精神的苦痛に対する慰謝料である。両者は、性質、内容が異なり、区別すべき理由がある。

ウ 中間指針は、避難慰謝料を、正常な日常生活の維持・継続が阻害されたことによる精神的苦痛に対する慰謝料とし、一審被告東電もその定義に従って避難慰謝料を定義し避難者に支払っていた。これは、一審原告らが主張する避難慰謝料とは合致するものの、ふるさと喪失慰謝料とは合致しておらず、当事者間において、ふるさと喪失慰謝料に充当されることが予定されていない。

したがって、両者は既払金についても区別して充当されるべきである。

(3) 財産的損害の賠償を慰謝料算定にあたり考慮すべきとの主張について

一審被告東電は、要するに平穏な生活の回復に向けた十分な賠償がなされていることは、慰謝料を減額する事情として考慮すべき旨を主張している。

この点については、第35準備書面3頁以下、第40準備書面3頁以下でも述べたとおりである。新注釈民法(15)・886頁においても「被害者または近親者の取得した財産的利益についても、それが被害者の財産的損害の填補に充てられるべきものである場合には、そうした給付がなされたことをもって、慰謝料額の算定要素(この場合には減額要素)とすることは疑問である」とされているとおりである。

(4) 過払いの賠償金についての主張

ア 一審被告東電は、複数の原告について支払い過ぎの賠償額(住宅確保損害、避難慰謝料等)がある、それらについては他の費目への充当がなされるべきである旨を主張している。

イ そもそも原告らの被害実態を鑑みれば、実際には請求しているもの以上の損害が発生しているのであり、過払いの賠償額があるわけではない。

ウ 仮に過払いの賠償額がありうるとしても、一審被告東電の定めた直接請求

の手續の中で、一審被告東電の求める資料を提出し、一審被告東電が調査をした結果、賠償が行われたはずである。既に賠償が実施されてからも相当の期間が経過しており、請求手續の中で、虚偽を述べた等の事情が無かったのであれば一審原告らが、賠償済みの金額を保持できることについての期待は合理的なものである。

一審被告東電の主張は、実質的に賠償済み金額の払い戻しを求めることに等しく、禁反言の法理あるいは信義則に反する主張である。

エ 一審被告東電は、弁済の抗弁として当該主張をしている。そのような主張は、平成25年3月11日に提訴してから、およそ7年間の間、されておらず、控訴審において主張を締め切ろうとするこのタイミングで初めて出されたものである。

客観的に一審被告東電の主張が時期に後れていることは明白であるし、そのような主張ができなかった理由も存在しない。仮に、裁判所において、審理の対象とされるのであれば、一審原告としても、信義則にかかわる事情、具体的には、直接請求段階の請求書類、資料等の検討をし、また、一審被告東電の他の避難者に対する賠償実績や他の訴訟における一審被告東電の主張等について調査の上、主張を行う必要があり、訴訟の完結が遅延することは明らかである。

したがって、民訴法157条に基づき、裁判所は、当該主張を却下すべきである。

(5) 自主的避難等対象者及び福島県県南地域の住民に対する賠償金について

ア 一審被告東電は、自主的避難者等対象区域ないし福島県県南地域の避難者に対し、賠償額について、全損害との関係で弁済の抗弁を主張している。

イ この点について、前橋地判平成29年3月17日は以下のとおり判断している。

「(1) 被告東電は、原告らのうち自主的避難等をした者(自主的避難等対象者)に対して、合計12万円の支払をした場合には、そのうち8万円を

精神的損害についての支払であると主張するところ、原告らは、そのうち4万円が精神的損害についての支払であると主張しているので、以下検討する。

(2) まず、被告東電の上記主張は、中間指針等を策定した原賠審の下に設置された機関である原紛センターが整理した金額とは異なるものである（弁論の全趣旨）。

また、被告東電の上記主張は、本件事故による損害に対してこれを賠償するに際し、精神的損害に対する支払とその他費用に対する支払を区別して支払うことが可能であったにもかかわらず、かつ、損害賠償を請求する民事訴訟が提起されることは本件事故直後から容易に予想可能な事態であり、我が国の民事訴訟手続においては財産的損害と精神的損害を区別する実務が定着しているにもかかわらず、両者を区別せずに支払ったというものである（弁論の全趣旨）。

しかも、被告東電は、自らのウェブサイトにおいて、平成24年2月28日付けプレスリリースで、対象者を「18歳以下であったか妊娠していた方」以外の者とし、対象期間を平成23年3月11日から同年4月22日までとして、1人あたり8万円を「自主的避難によって生じた生活費の増加費用」、
「自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛」、「避難および帰宅に要した移動費用」のうち、一定の範囲を賠償対象とする旨説明し（乙C57）、平成24年12月5日付けプレスリリースで、上記対象者に対して、1人あたり4万円を「自主的避難等対象区域での生活において負担された追加的費用（清掃業者への委託費用など）」、「前回（平成24年2月28日付けプレスリリースにおいて提示された賠償内容を指す。）の賠償金額を超過して負担された生活費の増加費用、ならびに避難および帰宅に要した移動費用等」のうち一定の範囲を賠償対象とする旨説明している（乙C60）ことが認められる。これらの説明は、2回に分けて支払うとされた合計12万円のうち、前者の8万円は財産的損害と精神的損害に対して支払うものであり、後者の4万円は財産的損害に対して支

払うものと解され、その内容は、被告東電の上記主張と異なり、原告らの主張に整合するものである。

(3) 被告東電の主張する金額が自主的避難等対象者に該当する原告らの精神的損害に対し支払われたと認めるに足りる証拠はない。

(4) 以上の考え方によれば、被告東電が自主的避難等対象者に該当する原告らに支払った金員は、原紛センターの整理に従い、原則として4万円、18歳以下及び妊婦については20万円を加算した額を本件訴訟において請求されている精神的苦痛に対する慰謝料についての弁済と認めることができる。」。

ウ 既に述べたとおり、弁済の抗弁が成立するためには、給付と債務の結合が必要であり、この点については、弁済の抗弁を主張する一審被告東電が立証責任を負っている。上記前橋地裁が述べたとおり、精神的損害及び生活費増加分には分けて考えられるべきであるところ、支払われた金額のうち、いくらが慰謝料に充当され、いくらが生活費実費に対する支払いに充てられたかを一審被告東電が主張・立証しないのであれば、弁済の抗弁が認められない。

(6) 世帯内充当について

ア 一審被告東電は、世帯単位で既払金の充当をすべきとも主張している。これは、千葉地裁平成31年3月14日判決において行われた充当方法である。

イ そもそも、財産的損害、慰謝料を含む損害賠償請求権は、実際に損害を被った各人に帰属するものである。世帯が同一だからといって、ある人物に支払われた弁済の効果が、他の人物にも及ぶと考えること自体、法理論として全く理解しがたい。すなわち、そもそも他人に対する弁済は、①損害賠償を請求している主体への給付になっていない。

ウ また、既に述べたとおりであり、既払金をどのように充当するのかは、基本的には当事者の合理的意思解釈に基づくものである。一審被告東電からの支払いは、未成年の者であれ、固有に慰謝料や財物損害についての一人の主体として考え、別々に損害を算定し、各人の損害として支払いを実施してい

る。一審被告東電がこの裁判において提出している既払金の一覧表も、各人ごとに損害を分けて作成されており、世帯が同一であったとしても、別々に弁済をしていることの表れである。一審原告らとしても、世帯の代表者が賠償額を受け取る場合であっても、世帯としての支払いではなく、各個人の賠償として支払いを受けていると認識の上、賠償を受け取っている。したがって、②同時に給付と債務の結合も欠いている。いずれにしても、抗弁としての弁済充当の要件を満たしていないことは明らかである。

エ 一審被告東電は、加害者から賠償金を受領した損害賠償請求権者とその他の損害賠償請求権者との間に、同居している親族などのように経済的に同一体とみなすべき関係が認められる場合には、その一人に対する超過支払い部分を、他者の損害に対する支払いとして充当することが当事者の合理的意思に合致するなどとして、論文（太田昇「弁済の充当」判例タイムズ268号178頁，乙イ21）や裁判例（東京地判昭和45年8月31日判タ254号197頁，乙イ22）を引用する。

しかしながら、上記論文は、設問に対して論じられたものであるところ、一審被告東電が引用する箇所に該当する設問内容は、「受傷者の近親者が治療費・付添費・休業補償等の名目で賠償金を加害者から受領したが、証拠調の結果、その一部につき因果関係が否定され、或いは過失相殺の結果により、近親者の受領金額が損害額を超えていると認定された場合、超過額を受領者本人の損害に充当しうるか。」というものである。すなわち、本設問における両損害賠償請求権者の間には、経済的同一性を云々する以前に、直接被害者と間接被害者の関係が存するという前提がある。

確かに、このような関係性が認められる場合には、間接被害者である近親者の損害は、実質的には直接被害者である受傷者の損害と同一視すべき事情があるから、両者間に経済的同一性が認められる限り、充当関係を認めることは当事者の合理的意思に合致するであろう。しかしながら、原告らは、いずれも直接被害者であって、直接被害者と間接被害者という関係ではない。

上記論文においても、直接被害者間においてまで、経済的同一性が認められる限り、弁済の充当を認めることが当事者の合理的意思に合致するなどは述べていない。

また、上記裁判例は、上記論文における設問内容と同様の事案であるところ、一審被告東電は、これを引用して、「とくに治療費の弁済受領者が受傷者と同居している親などのように経済的に同一体とみなすべき関係がある場合には、実質的にみると、弁済者に対する関係では親の治療費賠償請求権と受領者の損害賠償請求権とは必ずしも截然と区別されなければならないものともいえないのである。」などと主張するが、一審被告東電による引用箇所直前には、「そもそも治療費は、通常受傷者自身がこれを負担することにより損害発生するからその段階で自ら賠償請求できるものであるが、たまたま親などがこれを支払ったときには同人が間接被害者として賠償請求できるものと解されるというに過ぎず、もともと直接被害者の一個の債権と構成しえたものなのである。」と記載されている。すなわち、上記論文と同じく、両損害賠償請求権者間には、直接被害者と間接被害者の関係性が前提とされているのであって、これから離れて、いかなる損害賠償請求権者間においても、経済的同一性の有無をもって、弁済の充当を認めているわけではない。

このように、一審被告東電の主張は、上記論文及び裁判例の理解に不可欠な直接被害者と間接被害者の関係が存するという前提をあえて捨象するものであって、不当である。

オ 一審被告東電は、賠償金の実際の支払方法として、世帯の代表者に対して世帯全員分の賠償金を一括して支払っていることから、世帯の代表者は請求においても弁済の受領においても権限をもって世帯の構成員を代理している関係にあるなどと主張する。

しかしながら、世帯のうち的一名が賠償金の支払いを代表して受けているとしても、その際に、他の構成員から同代表者に与えられているのは、あくまで賠償金の受領権限に過ぎず、各構成員がもつ賠償金の請求権限まで付与

されていたなどと意思解釈することはできない。仮に、各構成員から代表者に対する請求権限を付与する明示的な意思表示が認められないにもかかわらず、世帯という経済的同一体に帰属していることを理由として、その代表者に他の構成員の請求権限まで付与しているなどと合理的意思解釈するのであれば、それは戦前の家制度を前提にする価値判断に基づくものと言わざるを得ないが、現行憲法下において、このような解釈が許容される余地はない。

カ 一審被告東電は、世帯の構成員に共通する経済的利益の填補に充てられるべきものについては、構成員の一人に対する賠償金として支払ったものであっても、世帯全員に対する賠償金として認められなければならないなどとして、弁済の充当を認めるべき事情の一つとする。

しかしながら、世帯の構成員に共通する経済的利益の填補に充てられるべき賠償金があるとしても、それを世帯全員に対する賠償金と構成する場合、その賠償金が世帯の各構成員にどのように帰属するのか明らかでない。当然のことながら、世帯に対して権利能力は認められないところ、賠償金が各構成員に帰属する方法についての検討を欠いている。

同一世帯といっても各構成員の関係性は様々と考えられる。それにもかかわらず、各構成員に共通する経済的利益の填補に充てられるべき賠償金を世帯の構成員の一人に帰属せしめて請求させる根拠となり得るのは、各構成員からの明示的な同意のほかには存在しない。そして、個人主義を前提とする限り、この同意は拡大解釈されるべきものではないし、ましてや、世帯全員に対する賠償金などという観念を作出することは許されない。

7 民訴法248条の適用について

(1) 一審原告番号●

ア 一審被告東電は、個別準備書面(3)において、「農機具については中古市場があり、一審原告らにおいて専門業者等に査定を依頼する等の方法により

本件事故時の時価を証明することは十分に可能であるにもかかわらず、そうした立証の努力を促すこともなく、安易に民事訴訟法248条の適用を認めて既払い金の6倍以上もの損害を認定することは明らかに不合理であって、取り消されるべきである。」とする。

イ そもそも、一審原告らは、一審において重機・農業機械、機械工具などについてと題する報告書を証拠として提出し(甲二3の9)、控訴審においても調査報告書(甲二第3号証の23, 24)を提出している。

そして、これら報告書の中では、一審原告が重機等をリストアップし、購入年や購入金額、新中古の区分などについて重機等の実際の写真を添えて、重機等の内容を明らかにしている。加えて、重機等について同種の機械を再度購入する場合の価格をインターネットや製作企業に電話確認するなどして調査をし、それらを報告書にまとめている。

したがって、一審原告らの重機等に関する損害の立証は十分に出来ており、そもそも、民訴248条の適用が必要ない場面であるとも考えうる。

ウ 仮に損害の立証が十分に出来ていないとしても、民訴法248条を適用することは何ら問題ない。

まず、民訴法248条は、損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときに、その損害の額を全く認めないというのは相当でないため、このような場合には、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することが出来るとする規定である。

エ 最判平18年1月24日判タ1205号153頁においては、「上告人には特許庁の担当職員の過失により本件質権を取得することが出来なかったことにより損害が発生したというべきであるから、その損害額が認定されなければならない。仮に損害額の立証が極めて困難であったとしても、民訴法248条により、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づいて、相当な損害額が認定されなければならない。」と判示し、担当調査官は、同判決は、損

害の発生が認められるべきである以上損害額の立証が困難であるとしても民訴法248条により相当な損害額を認定しなければならないということ を明らかにした点において意義を有するものとしている。

また、最判平20年6月10日判タ1316号142頁は、採石権が侵害されたとして不法行為に基づく損害賠償請求を求める事案において「被上告会社が上記採石行為により本件土地1において採石した量と、本件和解後に被上告会社が採石権に基づき同土地において採石した量とを明確に区別することが出来ず、損害額の立証が困難であったとしても、民訴法248条により、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づいて、相当な損害額が認定されなければならない。」と判示し、東京地判平成30年9月19日判タ1462号204頁では、火災により室内の動産が滅失した事案において、「これらの動産に係る損害の算定にあたっては、本来は、購入時の代金額から経年を考慮して減額した残存価格又は同等の代替物の購入費用等をもって損害額とするのが相当であるが、本件において、上記のような算定のために必要な個々の家具等の購入時期及びその当時の購入価格や、各家具類ごとの適切な減価率について立証を求めることは、極めて困難である。したがって、上記の各家具等については、民事訴訟法248条に従い、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき相当な損害額を算定するよりほかになく」と判示している。

オ 本件は、重機・農業機械・機械工具に関する財産的損害が問題となっていてるところ、一審原告らの重機等については、その数が多数に及びその種類も多様であると共に年式も様々である。

すなわち、本件は、火災により室内の動産が滅失した場合と同様に、個々の重機等の購入時期及びその当時の購入価格や、各重機ごとの適切な減価率についての厳密な立証をすることが容易ではなく、したがって、上記裁判例同様民訴法248条の適用が認められる事案である。

この点、重機等について、一審被告東電は、中古市場があると主張する。

しかし、放射能によって汚染された農機具の査定を行う業者を探すことは困難であり、改めて厳密な査定を行うことは不可能である。また、一般的な中古市場の価格と比較することも、重機等が、多種多様であり、年式も様々であり、オーダーメイド品も存在することから、困難である。

したがって、一審被告東電の反論は妥当しない。

カ そして、本件では、放射能によって、一審原告らの有する重機等の価値が失われたこと、すなわち損害が発生していることには争いが無い。

よって、仮に立証ができていないというのであれば、民訴法248条を適用し、損害額を認定することが可能である。

(2) 一審原告番号●

ア 一審被告東電は、原野、山林部分について不動産鑑定や取引事例などによって時価の立証が容易に可能と考えられ、少なくともその試みはすべきであったにもかかわらず、民訴法248条を適用し、損害を認めたことは失当であると指摘する。

イ しかし、一審原告番号●らは、事故の直前に本件土地を購入しており、その際の価格も不動産会社を介して適正に決められたものであることから、損害額は端的に購入時の金額と考えるべきであることは、繰り返し述べているとおりである。さらに、土地については減価償却が観念しえないことからしても、実際の市場価格に基づく購入額を前提に損害額が認定されればよく、立証がないという指摘は全く当たらない。

また、仮に損害額の立証が十分でないとしても、本件土地は不動産鑑定や取引事例比較等が困難な土地であって、時価の立証は極めて困難である。不動産の評価には主に取引事例比較法、収益還元法、原価法があり得るところ、本件土地の同地区内における山林の取引事例は見当たらず、比較できる事例の蓄積がないため、取引事例比較法は採り得ない。また、収益還元法は本件土地のような収益性の高くない物件の算定にはそもそもそぐわない。さらに、原価法は土地の再調達原価の算定には土地の標準的な取得原価の額が必要

であるところ、路線価や公示地価もなく標準的な取得原価額が存在しない本件ではこの方法も採り得ない。

このように、本件土地については実質的に不動産鑑定が不可能なのであり、そのような事情もあって一審原告番号●としては、現に本件土地を購入した金額が時価に最も近い額であると主張しているのである。仮に実際の購入価格では時価の立証にならないというのであれば、時価の立証は著しく困難と言うほかない。

以上